労災年金受給者と そのご家族の皆様を 総合的にサポート

# 一般財団法人労災サポートセンター 事業案内

一般財団法人労災サポートセンターは、次の基本理念と基本方針に基づいて、労災年金受給者とそのご家族の皆様への総合的なサポートを行っています。

#### 基本理念

一般財団法人労災サポートセンターは、産業の発展に貢献する中で被災し、労災年金を 受給することとなった方々が安心していきいきとした生活を営めるようにするため、相談、 在宅介護、施設介護等を中心とした総合的な支援を行い、労働者の福祉の増進に寄与します。

#### 基本方針

- 1 労災年金受給者等(傷病、障害及び遺族年金受給者並びにその家族)が日常 生活の中で直面する諸問題について、地域社会や関係機関とも連携しながらそ の解決を支援し、労災年金受給者等の生活の質の向上に努めます。
- 2 重度の傷病・障害を被った労災年金受給者には専門スタッフの居宅訪問による支援を行うとともに、在宅介護が困難な場合には労災特別介護施設(ケアプラザ)において介護支援を行います。
- 3 介護支援の実施に当たっては、介護を必要とする方々が主体的日常生活や社会参加ができるようになることを目指します。
- 4 労災年金受給者等の生活の実態を把握し、必要に応じ、関係機関への情報の提供及び提言を行います。
- 5 労災年金受給者等の支援に当たっては、職員一人ひとりが、人権尊重とノーマライゼーション(等しく生きる社会の実現)の理念に基づき、専門的で公正公平なサービスを提供するとともに自己研鑽に努めます。

### 当財団の沿革

#### 昭和50年11月

労災年金受給者等が抱える様々な問題についての相談・支援、労災年金制度に関する広報等を行うことを目的として、労働大臣(現厚生労働大臣。以下同じ。)の許可を受け、昭和50年11月1日に財団法人労災年金福祉協会が設立されました。

#### 昭和59年~昭和61年

我が国の人口の高齢化や核家族化の進展に伴い、業務災害や通勤災害(以下「労働災害」と言います。)により重度の障害を負われた労災年金受給者(以下「重度被災労働者」と言います。)が家族等による介護を受けることが困難となっている状況等を踏まえ、労働省(現厚生労働省。)は、昭和59年から3年間にわたり、「高齢被災労働者に対する福祉・援護事業の在り方」について財団法人労災年金福祉協会に委託して調査研究を進め、その結果を受けて、家庭内では十分な介護を受けることができない高齢の重度被災労働者のために、傷病・障害の特性に応じた専門的な介護を提供する「労災特別介護施設」(以下「介護施設」と言います。)を設置する計画を決定し、平成2年から平成13年にかけて全国8か所に介護施設を設置しました。

#### 平成元年7月

労働災害による被災労働者の介護に関する調査研究や国が設置予定の介護施設の運営等を行うことを目的として、労働大臣の許可を受け、平成元年7月1日に財団法人労災ケアセンターが設立されました。

#### 平成21年7月

財団法人労災ケアセンターと財団法人労災年金福祉協会は、組織・業務体制の効率化と労災年金受給者やその家族に対する支援を一体的に行うため、厚生労働大臣の認可を受け、平成21年7月1日に財団法人労災ケアセンターが財団法人労災年金福祉協会を吸収する形で合併し、同時に法人の名称を「財団法人労災サポートセンター」に変更しました。

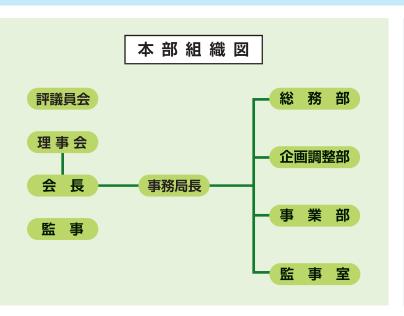
#### 平成23年6月

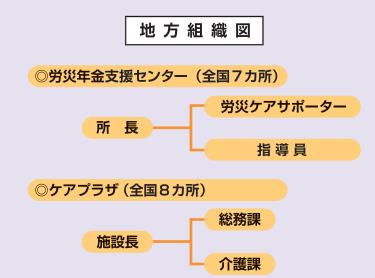
国から受託している労災ケアサポート事業の事業規模が縮小され、かつ、事業内容も特化されるとともに、全国を7ブロックに分割して運営されることとなったため、各都道府県に設置していた47労災年金相談所を7か所の労災年金支援センターに統合しました。

#### 平成25年4月

平成25年4月1目、一般財団法人へ移行しました。

## 組織の概要





### 労災年金受給者の現状

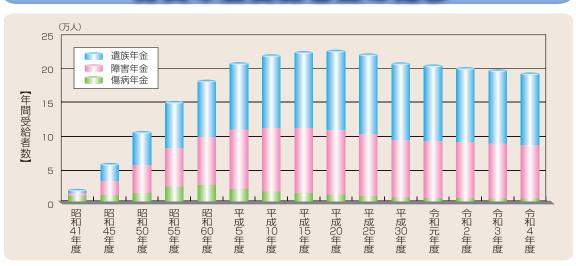
労働災害により一家の大黒柱を失われたご遺族や重度の障害を負われた方々には、労災保険から 労災年金が支給されますが、これら労災年金を受給されている方々は、養育、就労、介護など生活全 般にわたり大きな不安を抱えながら日々の生活を送られています。

とりわけ労働災害により重度の障害を負われた労災年金受給者の方々は、我が国の少子化・高齢 化が一層進展する中で、家庭内で介護を受けることがますます困難になってきています。

労災年金を受給されている方々は、現在は、昭和41年度当時の約12倍に相当する18万9千人に達しています。

そのうち、労働災害による傷病・障害が原因で何らかの介護が必要になると考えられる重度の障害者の方は約2万9百人となっています。

#### 労災年金受給者数の推移



## 事業の概要

#### 中核となる事業

訪 問 等 に よ る 相 談 支 援 ケアプラザにおける介護支援

#### 賛助金事業

福祉用具購入費の助成 労災重度被災者作品展の開催 盲 導 犬 の 無 償 貸 与

#### 関連支援事業

団体総合保険制度の周知図 書の発行



▲訪問等による相談支援



▲ケアプラザにおける介護支援

## 訪問等による相談支援

#### ●訪問による相談支援

各都道府県に配置された労災ケアサポーター(看護師)が、重度の障害を持つ労災年金 受給者(65才未満の方)のご自宅を訪問し、在宅介護、看護、健康管理、精神的ケアの方法や 介護機器の選定方法などについての相談支援を行っています。

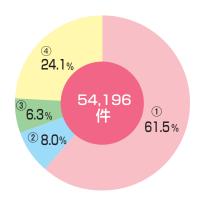
このほか、労災特別介護施設(ケアプラザ)への入居などについての相談にも応じています。



▲労災ケアサポーターの訪問による相談支援

#### ●訪問支援等で相談のあった件数及びその内容

#### 令和 4 年度



① 生 活 関 係:

介護相談、家庭相談、生活相談、健康管理など

② 社会復帰促進等 :

労災就学援護費、福祉用具購入支援、リハビリ施設など

③ 労災年金関係 :

受給資格、年金額、介護補償給付、定期報告、再発など

④ そ の 他:

介護保険制度、障害者総合支援制度など

#### ● 労災ホームヘルプサービスの提供

労働災害により身体に重い障害が残り、日常生活に支障がある方に、労働災害特有の障害(せき 髄損傷やじん肺など)についての専門知識を備えた労災ホームヘルパーを紹介し、ご家族に代わって 介護や家事のお手伝いをします。

また、労災ホームヘルパーの養成研修も行っています。



▲ 労災ホームヘルパー養成研修

#### 労災ホームヘルパーがお手伝いする介護や家事の例

#### ①専門的サービス

じん肺、せき髄損傷など労働災害特有の障害に応じた 褥瘡予防のための体位交換や排泄処置などの専門的な 介護サービス



#### ②一般的サービス

食事、入浴、排泄等の生活基本動作に関する介護サービス



#### ③家事援助サービス

清掃、洗濯等家事に関する援助サービス



## ケアプラザにおける介護支援

国が全国8か所に設置したケアプラザ(入居者定員は100名。ただし、岩見沢90名、新居浜84名)において、労働災害で重度の障害を負い、家庭で介護を受けることが困難な労災年金受給者の方の介護を行っています。

ケアプラザでは、せき髄損傷やじん肺など労働災害特有の障害に精通した看護師、介護福祉士等による専門的な介護が24時間体制で受けられるほか、医療コンサルタント(非常勤医師)による健康相談や療法士による機能維持のためのリハビリを受けることができます。

また、各ケアプラザとも労災病院をはじめとする協力医療機関でスムーズに診察を受けることができ、診察を希望される入居者の方には看護師等のスタッフが付き添い、施設のマイクロバスで送迎を行っています。

さらに、在宅で介護を受けている労災年金受給者の方には、短期滞在や日帰りによる介護サービスの提供を行っています。

このほか、入居者の方々などから寄せられる苦情等については、第三者委員を含めた 「苦情解決委員会」 などにより、迅速・的確な解決を図っています。



## ケアプラザの 主な設備

※ 施設により設備に若干の違いがあります。

## 居室

個室は約30m²の広さで、バス(一部シャワー)、トイレ、洗面所、ベッド、 簡単なユニットキッチン及び身の回りの物を収納する収納棚などがあるほか、ベッド ド部分と浴室・トイレにケアコール端末(緊急通報装置)を設置しています。

また、常時観察が必要な入居者の方のために、ケアステーションの近くに多床室を設けています。



▲ 居室内の様子

食堂

食堂は、入居者の方々が一緒に楽しく食事ができるよう十分なスペースを 確保しています。



▲ 食堂での食事

浴室は、寝たままで入浴できる機械浴室と、座位を保って入浴できる方のための 介助浴室を設置しています。

また、お一人で入浴できる方には、居室内に専用浴室を設置しています。





▲ 機械浴室

▲ 介助浴室

健康管理室では、医療コンサルタント(非常勤医師)が入居者の身体の健康と心の健康を維持するための健康相談等を行っています。

トレーニングルームは、多目的に利用できるスペースを確保しており、ここでは、理学療法士や作業療法士が入居者の身体機能を維持するためのリハビリを行っています。



▲ 医師(非常勤)による健康相談



▲ 理学療法士によるリハビリ

## ケアプラザの 各種行事

ケアプラザでは、お花見会や納涼祭、運動会など、ケアプラザでの生活を潤いのある 快適なものにしていただけるよう、四季折々に合った行事や催しを行い、入居者の皆様に 楽しんでいただいています。



▲8月の納涼祭



▲ 10月の運動会

## ケアプラザの 各種クラブ活動

入居者の方々は、趣味を生かして各種のクラブ活動を楽しまれ、潤いのある 生活を送られています。



▲ 将棋クラブ



▲ 園芸クラブ

## 賛助金を活用した支援

賛助会員の皆様から寄せられた賛助金をもとに、次のような事業を行い、労災年金受給 者等の支援に努めています。

#### ●福祉用具購入費の助成

労災年金受給者が重度の傷病・障害による日常生活上の支障を軽減するために、電動車 イスや介護用ベッドなどの福祉用具を自ら購入した場合、その費用の一部を助成しています。

#### ●労災重度被災者作品展の開催

労災年金受給者がリハビリ等の一環として制作した作品を、年1回、全国産業安全衛生大会に合せて広く一般に公開展示し、同じような境遇にある方を勇気づけるとともに、制作者の自立と社会参加を支援しています。

#### ●盲導犬の無償貸与

重度の視覚障害を被った労災年金受給者の方に、社会復帰をしていただくため、盲導犬 との共同訓練費用を当財団で負担するなど、盲導犬の無償貸与事業を行っています。

#### ●産業殉職者合祀慰霊式への参列支援

独立行政法人労働者健康安全機構が主催する産業殉職者合祀慰霊式に参列を希望されるで遺族の方々を支援しています。



▲ 労災重度被災者作品展

## その他の支援

#### ●労災年金受給者総合保険「青空」の普及

生命保険、損害保険への加入が困難な労災年金受給者とそのご家族を対象に、その福利 の充実を図るため、引受保険会社を通じて、団体扱いでしかも手ごろな保険料で加入できる 団体総合保険制度「青空」を実施しています。

#### ●図書の発刊

「労災補償障害認定必携」、「労災医療」等の専門図書を刊行、販売しています。





#### ●広報誌の発行

ケアプラザの入居者の皆様とそのご家族等を対象に「労災ケア通信」を、 賛助会員の皆様 を対象に「支え支えられ」 を定期的に発行しています。



労災ケア通信



支え支えられ

## 一般財団法人 労災サポートセンター

【本部】〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル10階 TEL 03-6834-2510 FAX 03-6834-2530

https://www.rousaisc.or.jp

#### 労災年金支援センターの所在地

名 称	所在地・電話番号	担当地域	
北海道労災年金支援センター	〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 8-14-3 札幌第 2 スカイビル 6 階	北海道	
	TEL 011-241-8083 FAX 011-241-8084		
東北労災年金支援センター	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-5-3 佐新ビル4階	青森県、岩手県、宮城県、	
	TEL 022-265-7667 FAX 022-265-7669	秋田県、山形県、福島県	
関東労災年金支援センター	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段ビル 10 階	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県	
	TEL 03-6834-2640 FAX 03-6834-2545		
中部労災年金支援センター	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-5-5 八木兵伝馬町ビル 8 階	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	
	TEL 052-205-7211 FAX 052-205-7212		
近畿労災年金支援センター	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 16 階	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	
	TEL 06-4790-1611 FAX 06-4790-1622		
中国・四国労災年金支援センター	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタワー 4 階	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	
	TEL 082-223-3286 FAX 082-221-1169		
九州労災年金支援センター	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-10-35 CLUB 博多東オフィスビル 3 階 302 号	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	
	TEL 092-472-7161 FAX 092-481-5609		

#### ケアプラザ所在地一覧表

ケアプラザ岩見沢	〒068-0829 北海道岩見沢市かえで町8丁目1番1号	TEL.0126-25-9001 FAX.0126-22-9470
ケアプラザ富谷	〒981-3332 宮城県富谷市明石台4丁目8-1	TEL.022-772-3311 FAX.022-772-3312
ケアプラザ四街道	〒284-0037 千葉県四街道市中台511番地	TEL.043-433-0120 FAX.043-433-0431
ケアプラザ瀬戸	〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町294-5	TEL.0561-85-5400 FAX.0561-85-4431
ケ ア プ ラ ザ 堺	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5丁2番1号	TEL.072-291-7989 FAX.072-291-7993
ケ ア プ ラ ザ 呉	〒737-0923 広島県呉市神山2丁目1番15号	TEL.0823-34-5577 FAX.0823-30-1888
ケアプラザ新居浜	〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号	TEL.0897-67-1122 FAX.0897-67-1155
ケアプラザ宇土	〒869-0407 熊本県宇土市松原町243番地	TEL.0964-23-2211 FAX.0964-23-2214